

# 浜松市建設共同企業体取扱要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事に係る共同企業体(以下「共同企業体」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (共同企業体の方式)

第2条 共同企業体を活用する場合には、次の各号のいずれかの方式によるものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体 大規模かつ技術的難度の高い工事の発注に際して、共同企業体による参加が必要と認められる場合に工事ごとに結成する共同企業体をいう。
- (2) 経常建設共同企業体 優良な中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力及び施工力を強化する目的で結成する共同企業体をいう。

## 第2章 特定建設工事共同企業体

### (対象工事)

第3条 特定建設工事共同企業体に発注することができる工事(以下「対象工事」という。)は、次の各号に掲げる工事とするものとする。

- (1) 工事費がおおむね5億円以上の土木工事
- (2) 工事費がおおむね10億円以上の建築工事
- (3) 工事費がおおむね2億円以上の設備工事

2 前項に定めるもののほか、特殊な技術等を要する工事又は他の発注機関が共同企業体で施工する工事に関連する工事であって、特定建設工事共同企業体による効果的かつ円滑な共同施工が必要と認められるものについては、対象工事とすることができるものとする。

3 その他市長が必要と認める工事

### (構成員の数)

第4条 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

### (構成員の組合せ)

第5条 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 発注工事に対応する工事種別について、市の建設工事入札参加者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録された業者の組合せであること。
- (2) 発注工事に対応する工事種別の等級区分が設けられている場合は、最上位等級に格付された業者の組合せであること。ただし、市長が必要と認めた場合は第2位等級以下の業者でも構成員となることのできるものとする。

### (構成員の要件)

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 発注工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき、許可を受けた後営業年数が3年以上あること。
- (2) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- (3) 発注工事に係る2以上の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。

### (出資比率)

第7条 特定建設工事共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、次の各号に定めるところによる。ただし、これによりがたいとき又は第4条ただし書の規定を適用するときは、市長

は、別に出資比率の最小限度基準を定めるものとする。

- (1) 2者の場合 30パーセント以上
  - (2) 3者の場合 20パーセント以上
- (代表者の要件)

第8条 特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員のうちでより大きな施工能力を有し、かつ出資比率が最大であるものとする。

(対象工事の指定)

第9条 対象工事は、市長が、工事の規模、内容等を勘案して指定する。

(結成方法)

第10条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(入札資格の申請)

第11条 結成された特定建設工事共同企業体は、競争入札参加資格の審査を申請するときは、指定の期日までに、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、その一部を省略することができるものとする。

- (1) 建設工事入札参加資格審査申請書
- (2) 共同企業体協定書の写し
- (3) 使用印鑑届
- (4) その他市長が定める書類

(資格認定)

第12条 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格の認定は、前条により提出された書類を審査のうえ行うものとする。

(存続期間)

第13条 特定建設工事共同企業体は、当該工事の完成後残務整理等に必要な期間として3月以上存続するものとする。

(編成表の提出)

第14条 契約を締結した特定建設工事共同企業体は、契約の日から5日以内に特定建設工事共同企業体編成表(第1号様式)を市長に提出するものとする。同編成表の記載内容に変更を生じた場合も同様とする。

### 第3章 経常建設共同企業体

(対象工事)

第15条 経常建設共同企業体の対象工事は、単体企業の場合に準じて取り扱うものとする。

(構成員の数)

第16条 経常建設共同企業体の構成員の数は、3者以内とする。ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工に支障がないと認められるときは、5者までとすることができる。

(構成員の組合せ)

第17条 経常建設共同企業体の構成員の組合せは、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条の要件を満たす中小企業による組合せであること
- (2) 発注工事に対応する工事種別について、市の資格者名簿に登録された業者の組合せであること。

(構成員の要件)

第18条 経常建設共同企業体の構成員は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 登録を申請する業種について建設業法の許可を受けた後営業年数が3年以上あること。

- (2) 原則として登録を申請する業種について元請としての施工実績を有すること。
- (3) 原則として登録を申請する業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

(出資比率)

第 19 条 経常建設共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 2 者の場合 30 パーセント以上
- (2) 3 者の場合 20 パーセント以上
- (3) 4 者の場合 15 パーセント以上
- (4) 5 者の場合 12 パーセント以上

2 前項の規定にかかわらず、経常建設共同企業体の構成員に浜松市内に本店を有しない者が含まれる場合における当該経常建設共同企業体の代表者の出資比率の最小限度基準は、50 パーセント以上とする。

(代表者の要件)

第 20 条 経常建設共同企業体の代表者は、浜松市内に本店を有し、かつ出資比率が最大であるものとする。

(入札資格の申請)

第 21 条 第 11 条の規定は、経常建設共同企業体に準用する。

(資格審査)

第 22 条 経常建設共同企業体の競争入札参加資格の審査については、別に定める。

(登録)

第 23 条 一の企業が登録することができる経常建設共同企業体の数は、1 とするものとする。

2 同一の工事種別において経常建設共同企業体として登録する場合には、当該経常建設共同企業体の構成員の単体企業としての登録は取り消すものとする。

(その他)

第 24 条 経常建設共同企業体の競争入札参加資格に関する事項でこの章に定めのない事項は、単体企業の場合に準じて取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 共同企業体工事等請負実施要綱（昭和 51 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際現に存する共同企業体については、この要綱の相当規定に基づいて結成された共同企業体とみなす。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

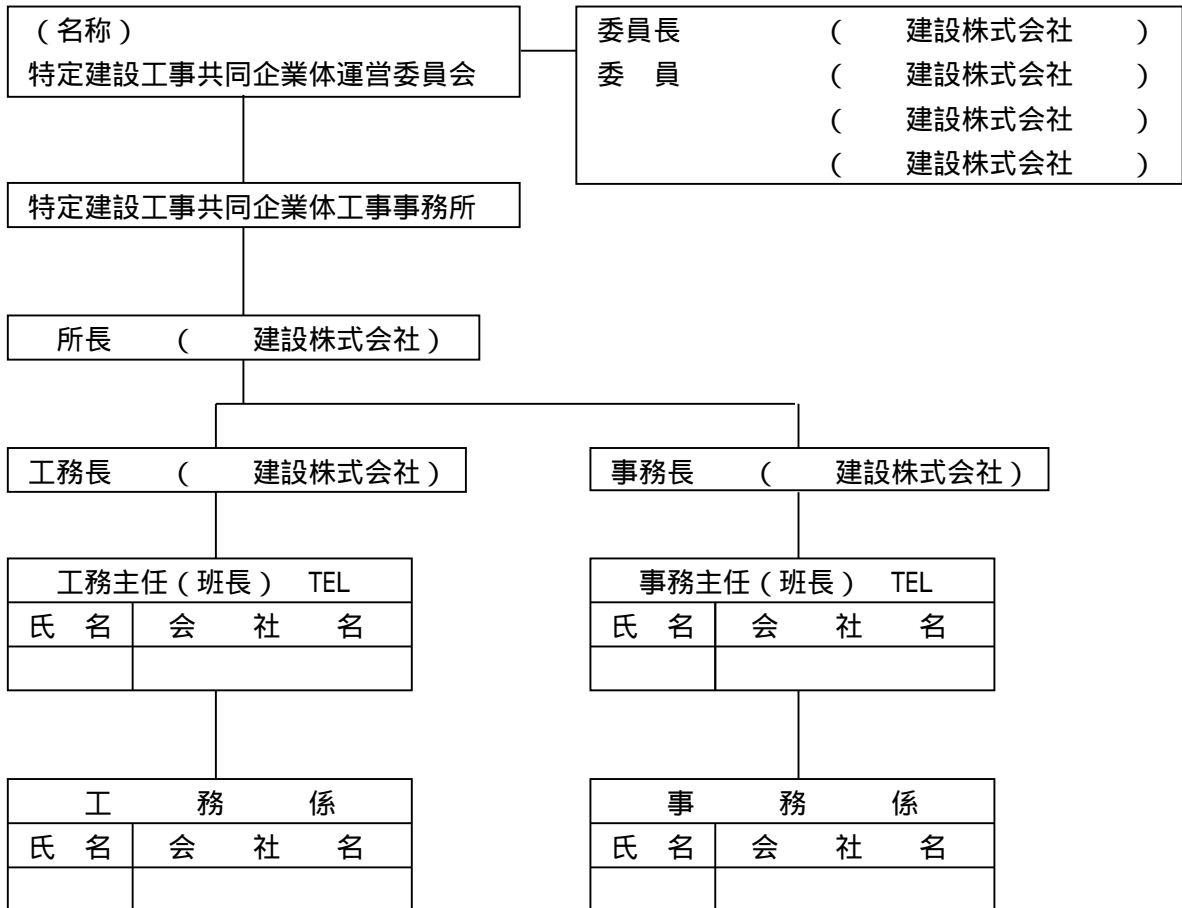
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

第1号様式（第14条）

特定建設工事共同企業体編成



(注)

- 1 本表の構成は標準的なものを示したものであり、役職名等も記入例である。
- 2 記載内容に変更があった場合も本様式を使用し、「変更届」と明記して提出すること。

# 建設工事入札参加資格審査申請書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 共同企業体  
の 名 称

代表者 住 所  
名 称  
代 表 者

構成員 住 所  
名 称  
代 表 者

今般貴市所管に係る **工事** の入札に参加したいので、 **特定建設工事** 共同企業体を  
(建設工事) (經常建設)

**特定建設工事**  
結成し、別冊 **共同企業体協定書**並びに指定の書類を添えて入札参加資格  
( 經常建設)

審査を申請いたします。

なお、この入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ない  
ことを誓約いたします。

## 特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 浜松市発注に係る 工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。)の請負

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後 月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

県 市 町 番地

建設株式会社

県 市 町 番地

建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

建設株式会社 パーセント

建設株式会社 パーセント

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 当企業体の構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することはできない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

建設株式会社外 社は、上記のとおり 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

建設株式会社  
代表取締役

建設株式会社  
代表取締役



## 経常建設共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、浜松市発注に係る建設工事(以下「建設工事」という。)を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、  
経常建設共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は、 年3月31日までとする。ただし、当該期間を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後 月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

県 市 町 番地  
建設株式会社  
県 市 町 番地  
建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、別に協定書で定めるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 当企業体の構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

( 欠損金の負担の割合 )

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

( 権利義務の譲渡の制限 )

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

( 工事途中における構成員の脱退に対する措置 )

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することはできない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

( 工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置 )

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

( 解散後の瑕疵担保責任 )

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

( 協定書に定めのない事項 )

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

建設株式会社外 社は、上記のとおり 経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

建設株式会社  
代表取締役

建設株式会社  
代表取締役

## 經常建設共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書

浜松市発注に係る下記工事については、經常建設共同企業体協定書第 8 条の規定により、当企業体の構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

		記
1 工事の名称	工事	
2 出資の割合	建設株式会社	%
	建設株式会社	%

建設株式会社外 1 社は、上記のとおり出資の割合を定めたので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

經常建設共同企業体

代表者 建設株式会社

代表取締役

建設株式会社

代表取締役